

関東カワウ広域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、関東カワウ広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、別表1に掲げる区域内において、カワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、別表2に掲げる関係行政機関により構成される。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ① 広域保護管理指針（以下「広域指針」という）の策定及び見直しに関すること
- ② 広域指針に基づく活動の効果に係る科学的検証に関すること
- ③ カワウの個体数のモニタリング結果等の情報収集・分析・蓄積及び構成員への情報提供に関すること
- ④ 広域的なカワウ被害防止対策の調整に関すること
- ⑤ その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
書記	1名

(役員を選任)

第6条 会長は、別表2に掲げる関係行政機関（鳥獣担当部局とする）の中から、選任する。

- 2 副会長、書記は別表2に掲げる関係行政機関の「地方公共団体」の欄の中から、それぞれ1名ずつ選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会議の議事録作成等に関わる事務を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、会長の再任は妨げない。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は構成員の負担とする。

(専門委員会)

第10条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討を依頼するため、学識経験者による科学委員会等の専門委員会を置くことができることとする。

(専門委員会の招集)

第11条 専門委員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

付則 この会則は平成17年4月27日から有効とする。

付則 この会則は平成19年4月1日から有効とする。

付則 この会則は平成22年4月1日から有効とする。

別表 1（第 2 条関係）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県及び静岡県東部（富士川以東）の区域

別表 2（第 3 条関係・関係行政機関）

地方公共団体	次の各都県の鳥獣・水産・河川の各担当部局 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、 千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県
国の機関	環境省（地方支分部局を含む） 水産庁 国土交通省（地方支分部局を含む）

第6条第2項の役員（会長を除く）の選任方法

区分	1 福島	2 茨城	3 栃木	4 群馬	5 埼玉	6 千葉	7 東京	8 神奈	9 山梨	10 静岡
1年目	○			□						
2年目		○			□					
3年目			○			□				
4年目				○			□			
5年目					○			□		
6年目						○			□	
7年目							○			□
・ ・ ・										

注：「○」は副会長、「□」は書記